

これだけで合格する！宅建士合格講座
サンプル講義用（第13回）

令和7年受験版

梶原塾

Copyright © 2005-2025 Kajiwarajuku.

2025-SP01

③宅地建物取引士証

・法定講習

- ・取引士証の交付・更新を受けようとする者は、㊦㊩を除いて知事の指定する法定講習で、申請前6月以内に行なわれるものを受講しなければならない

㊦	合格した日から1年以内に取引士証の交付を申請する場合
㊩	登録の移転の申請とともに取引士証の交付を申請する場合 cf.P16

∴最新の法律知識の修得

・交付申請

- ・登録を受けている者は、登録をしている知事に対して、取引士証の交付を申請できる

*条件を付する事はできない cf.P6 免許の条件

・有効期間

5年

・更新

- ・申請により更新できる ⇨いつまでに更新申請しなければならない旨の定めはない cf.P6 業者免許の更新

*現に有する取引士証と引換えに、新たな取引士証が交付される ∴法定事務ができない

・提出

- ・事務禁止処分を受けたときは、速やかに、交付を受けた知事に提出しなければならない

*罰則（10万円以下の過料） cf.P71

*知事は、事務禁止の期間満了後に提出者から返還請求があった場合、直ちに、返還しなければならない

・提示

- ・重要事項の説明をするときには、請求がなくても必ず提示しなければならない cf.P40

*罰則（10万円以下の過料） cf.P71

- ・取引の関係者の請求があったときは、提示しなければならない *罰則はない

*取引士証は、住所欄にシールを貼ったうえで提示しても差し支えない ∴取引士のプライバシーの保護

kajiwara juku

梶原塾

<http://kajiwarajuku.com>

これだけで合格する！
宅建士試験過去問セレクト13年
サンプル講義用②宅地建物取引業法

令和7年受験版

2-10-5

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士資格試験に合格した者は、合格した日から 10 年以内に登録の申請をしなければ、その合格は無効となる。

2-10-6

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているか・・・。

宅地建物取引士は、有効期間の満了日が到来する宅地建物取引士証を更新する場合、国土交通大臣が指定する講習を受講しなければならない、また、当該宅地建物取引士証の有効期間は5年である。

2-10-7

宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引士及びその登録（以下この問において「登録」という。）に関する次の記述は、正しいか・・・。

甲県知事の登録を受けている宅地建物取引士が乙県知事に登録の移転の申請を行うとともに宅地建物取引士証の交付の申請を行う場合、交付の申請前6月以内に行われる乙県知事が指定した講習を受講しなければならない。

2-10-8

宅地建物取引業法（以下この問において「法」という。）の規定に関する次の記述は、誤っているか・・・。なお、この問において「登録」とは、宅地建物取引士の登録をいうものとする。

宅地建物取引士資格試験合格後 18 月を経過したC(甲県知事登録)が、甲県知事から宅地建物取引士証の交付を受けようとする場合は、甲県知事が指定する講習を交付の申請前6月以内に受講しなければならない。

2-10-5	R2a-28-1	×誤り	P12	
登録について、試験を行なった知事に登録申請書を提出しなければなりません、試験に合格した日からいつまでに登録しなければならない旨の定めはありません。 「試験に合格した者・・・合格した日から10年以内・・・合格は無効となる」旨の記載が誤りとなります。				

2-10-6	R4-29-3	×誤り	P13	
法定講習について、取引士証の交付・更新を受けようとする者は、知事の指定する法定講習で、申請前6月以内に行なわれるものを受講しなければなりません。また、有効期間は5年です。 「国土交通大臣が指定する講習を受講しなければ・・・」旨の記載が誤りとなります。				

2-10-7	R2b-43-2	×誤り	P13・P16	
法定講習について、取引士証の交付・更新を受けようとする者は、知事の指定する法定講習で、申請前6月以内に行なわれるものを受講しなければなりません。 本肢は、①登録の移転の申請とともに取引士証の交付を申請する場合に該当しますので、受講の必要はありません。 「交付の申請前6月以内・・・講習を受講しなければならない」旨の記載が誤りとなります。				

2-10-8	H29-30-③	○正しい	P13	
法定講習について、取引士証の交付・更新を受けようとする者は、知事の指定する法定講習で、申請前6月以内に行なわれるものを受講しなければなりません、<u>㊦㊧</u>に該当する場合は法定講習を受講する必要はありません。 <u>㊦</u>合格した日から1年以内に取引士証の交付を申請する場合、<u>㊧</u>登録の移転の申請とともに取引士証の交付を申請する場合 本肢は、いずれにも該当しませんので、法定講習を受講しなければなりません。 本肢記載のとおりです。				

2-10-9

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請は、有効期間満了の90日前から30日前までに必要がある。

2-10-10

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士(甲県知事登録)が、乙県に所在する建物の売買に関する取引において宅地建物取引士として行う事務に関し不正な行為をし、乙県知事により事務禁止処分を受けたときは、宅地建物取引士証を甲県知事に提出しなければならない。

2-10-11

宅地建物取引士の登録（以下この問において「登録」という。）及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、正しいか・・・。

宅地建物取引士(甲県知事登録)が事務禁止処分を受けた場合、宅地建物取引士証を甲県知事に速やかに提出しなければならない、速やかに提出しなかったときは10万円以下の過料に処せられることがある。

2-10-12

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているか・・・。

宅地建物取引士は、業務に関して事務禁止の処分を受けた場合、速やかに、宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない、これを怠った場合には罰則の適用を受けることがある。

2-10-9	R2a-28-2	×誤り	P13	
更新について、申請により更新できる。また、いつまでに更新申請しなければならない旨の定めはありません。 「更新の申請・・・90日前から30日前」旨の記載が誤りとなります。				

2-10-10	R2b-29-3	×誤り	P13	
提出について、事務禁止処分を受けたときは、速やかに、交付を受けた知事に提出しなければなりません。 罰則（10万円以下の過料）、本肢記載のとおりです。 「甲県知事登録・・・乙県知事により事務禁止処分・・・証を甲県知事に提出」旨の記載が誤りとなります。				

2-10-11	R3a-35-㊦	○正しい	P13	
提出について、事務禁止処分を受けたときは、速やかに、交付を受けた知事に提出しなければなりません。 罰則（10万円以下の過料）、本肢記載のとおりです。				

2-10-12	R4-29-2	○正しい	P13	
提出について、事務禁止処分を受けたときは、速やかに、交付を受けた知事に提出しなければなりません。 違反した場合、罰則（10万円以下の過料）となります。 本肢記載のとおりです。				

2-10-13

宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引士及びその登録（以下この問において「登録」という。）に関する次の記述は、正しいか・・・。

宅地建物取引士が、事務禁止処分を受け、宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に速やかに提出しなかったときは、50万円以下の罰金に処せられることがある。

2-10-14

次の記述は、宅地建物取引業法（以下この問において「法」という。）の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士は、取引の関係者から請求があったときは、物件の買受けの申込みの前であっても宅地建物取引士証を提示しなければならないが、このときに提示した場合、後日、法第35条に規定する重要事項の説明をする際は、宅地建物取引士証を提示しなくてもよい。

2-10-15

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士は、重要事項の説明をするときは説明の相手方からの請求の有無にかかわらず宅地建物取引士証を提示しなければならず、また、取引の関係者から請求があったときにも宅地建物取引士証を提示しなければならない。

2-10-16

宅地建物取引士の登録及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、誤っているか・・・。

宅地建物取引士は、取引の関係者から請求があったときは、宅地建物取引士証を提示しなければならないが、その際、個人情報保護の観点から宅地建物取引士証の住所欄にシールを貼った上で提示することが認められている。

2-10-13	R2b-43-3	×誤り	P13	
提出について、事務禁止処分を受けたときは、速やかに、交付を受けた知事に提出しなければなりません。 違反した場合、罰則（１０万円以下の過料）となります。 「速やかに提出しなかったとき・・・50万円以下の罰金」旨の記載が誤りとなります。				

2-10-14	H29-37-1	×誤り	P13	
提示について、重要事項の説明をするときには、請求がなくても必ず提示しなければなりません。 また、取引の関係者の請求があったときは、提示しなければなりません。 「請求があったとき・・・提示した場合・・・重要事項の説明・・・提示しなくてもよい」旨の記載が誤りとなります。				

2-10-15	R2a-28-3	○正しい	P13	
提示について、重要事項の説明をするときには、請求がなくても必ず提示しなければなりません。 また、取引の関係者の請求があったときは、提示しなければなりません。 いずれも、本肢記載のとおりです。				

2-10-16	R6-43-3	○正しい	P13	
提示について、取引の関係者の請求があったときは、提示しなければなりません。 また、取引士証の住所欄にシールを貼ったうえで提示しても差し支えない。 いずれも、本肢記載のとおりです。				

著作権者 株式会社ドリームワークス dreamworks 

梶原塾 <http://kajiwaraajuku.com>

複製・頒布を禁じます

本書の全部または一部を著作権法の定める範囲を超えて無断複製等をする

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科に処せられることがあります